



長野県報

3月31日(水)
平成16年
(2004年)
号外

目次

条例

長野県県税条例の一部を改正する条例（税務課）	3
------------------------	---

規則

長野県地方労働委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則（行政システム改革チーム）	7
長野県消防学校規則の一部を改正する規則（危機管理・消防防災課）	7
非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（職員課）	9
長野県県税に関する規則の一部を改正する規則（税務課）	9
児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（青少年家庭課）	15
企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程（企業局総務課）	17
長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程（企業局総務課）	17
長野県企業局職員宿舎管理規程の一部を改正する管理規程（企業局総務課）	17
長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則（教育振興課）	18
長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則（高校教育課）	20

告示

県・市町村職員交流研修規程（昭和54年長野県告示第175号）の一部改正（市町村課）	21
地域づくり総合支援事業補助金交付要綱（平成14年長野県告示第195号）の一部改正（市町村課）	22
障害児手当支給要綱（昭和61年長野県告示第463号）の廃止（障害福祉課）	22
長野県議会事務局規程（昭和31年長野県議会告示第1号）の一部改正（議会事務局総務課）	22

訓令

職員定数規程（平成15年長野県訓令第2号）の一部改正（行政システム改革チーム）	22
長野県文書規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部改正（文書学事課）	22
職員安全衛生管理規程（平成元年長野県訓令第6号）の一部改正（職員課）	23
長野県庁消防規程（昭和46年長野県訓令第14号）の一部改正（管財課）	23
企業職員の職務に専念する義務の特例（昭和59年長野県公営企業訓令第4号）の一部改正（企業局総務課）	23
学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の嘱託等に関する規程（昭和28年長野県教育委員会訓令第3号）の一部改正（保健厚生課）	23
長野県立学校職員服務規程（平成2年長野県教育委員会訓令第5号）の一部改正（高校教育課・自律教育課）	23
長野県立学校長職務規程（昭和25年長野県教育委員会訓令第2号）の一部改正（高校教育課・自律教育課）	25

本号で公布された条例のあらまし

◇長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第30号）

1 個人の県民税

所得割の非課税限度額の加算額を35万円（改正前36万円）に引き下げました。

2 不動産取得税

(1) 新築特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置のうち土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を3年以内に緩和する特例措置について、共同住宅等に係るものでやむを得ない事情がある場合には4年以内に緩和した上、その適用期限を平成18年3月31日（改正前平成16年6月30日）まで延長しました。

(2) 防災街区整備事業の施行に伴い、防災街区整備事業組合又は事業会社が密集市街地の防災機能の確保及び整備をするための建設敷地等を取得し、一定の期間内に組合員等に譲渡した場合の不動産取得税を免除する規定を新たに設けました。

3 自動車税

排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（自動車税のグリーン化）を次のように行うこととしました。

(1) 環境負荷の小さい自動車

平成16年度及び平成17年度に新車新規登録される以下の自動車について、登録の翌年度に以下の特例措置を行うこととしました。

ア 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車（新☆☆☆☆）で燃費基準値より5%以上燃費性能の良い自動車並びに電気自動車、天然ガス車及びメタノール自動車について、税率をおおむね50%軽減することとしました。

イ 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車（新☆☆☆☆）で燃費基準を満たすものについて、税率をおおむね25%軽減することとしました。

ウ 平成17年自動車排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能の良い自動車（新☆☆☆☆）で燃費基準より5%以上燃費性能の良い自動車について、税率をおおむね25%軽減することとしました。

(2) 環境負荷の大きい自動車

平成16年度及び平成17年度に新車新規登録から11年（ガソリン車（LPG車を含む。）については13年）を経過する自動車について、税率を概ね10%重課する特例措置を平成17年度（平成17年度に新車新規登録から11年を経過する自動車は平成18年度）以後について行うこととしました。

4 自動車取得税

平成17年自動車排出ガス規制に適合した自動車（ディーゼル車に限る。）について、当該自動車の取得が平成16年4月1日から平成17年9月30日までの間に行われるときに限り以下の特例措置を行うこととしました。

(1) 乗用車を除く自動車については、税率から2%を控除することとしました。

(2) 乗用車については、税率から1%を控除することとしました。

5 軽油引取税

脱税対策強化等のため、次の措置を行いました。

(1) 製造等の承認を受ける義務等の違反があった場合において、納稅義務者の所在が明らかでない等の事情があるときは、当該納稅義務者の委託を受けて軽油を製造した者等は、当該納稅義務者と連帶して軽油引取税を納付する義務を負うものとする補完的納稅義務制度を創設しました。

(2) 免税軽油使用者証の返納の命令等免税軽油使用者証に係る規定の整備を行いました。

6 狩猟税

狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施の費用に充てるための目的税として狩猟税を創設しました。

7 課税免除及び不均一課税

農村工業等導入地区等における課税免除等について、以下のとおり適用期間の延長等を行いました。

(1) 農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令の改正に合わせて、農村工業等導入地区における事業税、不動産取得税及び固定資産税に係る課税免除の適用期限を平成18年3月31日（改正前平成16年3月31日）まで延長しました。

(2) 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の改正に合わせて、中部圏開発整備法の都市開発区域内において一定の工業生産設備を取得した場合の不動産取得税及び固定資産税に係る不均一課税の適用期限を平成18年3月31日（改正前平成16年3月31日）まで延長するとともに、工業生産設備の取得価額の下限を9億円（改正前8億円）に引き上げました。

8 この条例は、平成16年4月1日（3(2)については平成17年4月1日、5については平成16年6月1日）から施行します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年3月31日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第30号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

目次中「狩猟者登録税（第79条一第85条）」を「削除」に、「入猟税」を「狩猟税」に、「第142条」を「第142条の3」に改める。

第3条第1項第8号を削り、同項第9号を同項第8号とし、同項第10号を同項第9号とし、同条第2項第3号を次のように改める。

(3) 狩猟税

第6条第2項第2号中「狩猟者登録税及び入猟税」を「狩猟税」に改め、同項第3号のエの(7)を次のように改める。

(7) 第119条第4項に掲げる石油製品販売業者及び第120条の2の規定によりこれらの者と連帶して徴収金を納付する義務を負う者 当該石油製品販売業者の事業所（法第700条の4の2第2項の規定が適用される場合にあっては、同項の規定により当該石油製品販売業者の事業所とみなされる場所）の所在地

第6条第2項第3号のエの(I)中「(ウ)」を「(イ)」に改め、同(I)を同エの(オ)とし、同エの(ウ)の次に次のように加える。

(I) 第120条第1項第5号に掲げる者及び第120条の2の規定によりこれらの者と連帶して徴収金を納付する義務を負う者 当該同号に掲げる者の主たる事務所又は事業所（法第700条の4の2第2項の規定が適用される場合にあっては、同項の規定により当該事務所又は事業所とみなされる場所）の所在地

第33条の18第1項中「第37条の10第2項」を「第37条の11の3第3項第1号」に、「証券業者」を「証券業者等」に改める。

第40条第2項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同条第11項第4号中「第7条の3第1項」を「第7条の3第3項」に改める。

第40条の12の2第1項中「地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第40条の12の4に次の2項を加える。

9 地方事務所長は、防災街区整備事業組合又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第165条第3項に規定する事業会社（以下この項及び次項において「事業会社」という。）が、同法第2条第5号に規定する防災街区整備事業（次項において「防災街区整備事業」という。）の施行に伴い同法第117条第6号に規定する防災施設建築敷地（以下この項及び次項において「防災施設建築敷地」という。）若しくは同法第124条第2項に規定する個別利用区（以下この項及び次項において「個別利用区」という。）内の宅地を取得し、又は同法第117条第5号に規定する防災施設建築物（以下この項及び次項において「防災施設建築物」という。）を新築した場合にお

いて、当該不動産の取得の日から防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地の取得にあつては3年、防災施設建築物の取得にあつては6月以内に、防災街区整備事業組合にあつては同法第144条第1項に規定する組合員（同法第145条に規定する参加組合員を除く。）に、事業会社にあつては同法第205条第1項第2号若しくは第7号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該防災街区整備事業組合又は事業会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

10 前条第2項から第8項までの規定は、防災街区整備事業組合又は事業会社が防災街区整備事業の施行に伴い防災施設建築敷地、個別利用区内の宅地又は防災施設建築物を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及び当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第2項、第4項及び第6項から第8項まで中「当該取得の日から2年」とあるのは「次条第9項に規定する防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地の取得にあつては当該取得の日から3年以内、同項に規定する防災施設建築物の取得にあつては当該取得の日から6月」と、「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該防災街区整備事業組合又は次条第9項に規定する事業会社」と、「に当該譲渡担保財産」とあるのは「に、当該不動産」と、「設定の日から2年内に譲渡担保権者」とあるのは「、次条第9項に規定する防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地の取得にあつては当該取得の日から3年以内、同項に規定する防災施設建築物の取得にあつては当該取得の日から6月以内に、防災街区整備事業組合又は同項に規定する事業会社」と、「譲渡担保財産の設定者（設定者が更迭した場合における新設定者を除く。以下本条において同じ。）」とあるのは「、防災街区整備事業組合にあつては密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第144条第1項に規定する組合員（同法第145条に規定する参加組合員を除く。以下この条において「組合員」という。）に、事業会社にあつては同法第205条第1項第2号又は第7号に掲げる者（以下この条において「従前の権利者等」という。）と、「譲渡担保財産の種類」とあるのは「不動産の種類」と、「譲渡担保財産の取得（設定）年月日」とあるのは「不動産の取得年月日」と、「譲渡担保財産の移転（消滅）年月日」とあるのは「防災街区整備事業組合にあつては組合員に、事業会社にあつては従前の権利者等に移転した年月日」と、「譲渡担保財産の設定者」とあるのは「防災街区整備事業組合にあつては組合員、事業会社にあつては従前の権利者等の」と、「に譲渡担保財産」とあるのは「に不動産」と、「及び当該譲渡担保財産」とあるのは「及び当該不動産」と、「譲渡担保財産の設定者」とあるのは「、防災街区整備事業組合にあつては組合員に、事業会社にあつては従前の権利者等に」と、「譲渡担保財産の担保債権消滅予定年月日」とあるのは「防災街区整備事業組合にあつては組合員に、事業会社にあつては従前の権利者等に移転する予定年月日」と読み替えるものとする。

第40条の12の5第1項中「若しくは商店街振興組合」を「又は商店街振興組合」に、「若しくは中小企業総合事業団から中小企業総合事業団法（平成11年法律第19号）第21条第1項第2号イ若しくはロ」を「又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項第3号のロ」に、「若しくは施設の譲渡を受けて、中小企業構造の高度化」を「を受けて、同ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化」に、「第39条の5第1項」を「第39条の5」に、「若しくは

所属員」を「又は所属員」に改め、「、又は事業協同組合等若しくは商工組合が、環境事業団の設置し、若しくは造成した施設の用に供する不動産で施行令第39条の5第2項に規定するものを取得した場合において当該不動産の取得の日から5年以内に当該事業協同組合等若しくは商工組合の組合員に当該不動産を譲渡したとき」及び「又は商工組合」を削り、同条第2項中「又は商工組合」を削る。

第2章第8節を次のように改める。

第8節 削除

第79条から第85条まで 削除

第119条第4項中「混和の」を「製造の」に改める。

第120条の次に次の1条を加える。

(軽油引取税の補完的納税義務)

第120条の2 法第700条の22の2第1項第1号又は第2号の規定に違反して承認を受けないで製造された軽油について、第119条第4項又は前条第1項第5号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者（以下この条において「納税義務者」という。）が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行った者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で施行令第56条の2の4に規定するものは、当該納税義務者と連帶して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負う。

第128条第2項中「に照らし、適當なものであると認めるときは」を「のいすれにも該当しないときその他施行令第56条の8の2第1項に規定するときを除き」に改め、同条第5項中「場合において」を「とき又は当該免税軽油使用者証の有効期間が満了したとき」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 免税軽油使用者証の交付を受けた者（法第700条の15第2項後段の規定により2人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、そのいすれかの者）が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、当該免税軽油使用者証を交付した地方事務所長は、当該免税軽油使用者証及び当該免税軽油使用者証の提示を受けて交付した法第700条の15第1項に規定する免税証（以下「免税証」という。）の返納を命ずることができる。

第129条第1項中「法第700条の15第1項に規定する」及び「（以下「免税証」という。）」を削り、同条第4項中「、適當なものであると認めるときは」を「適當でないと認めるときその他施行令第56条の8の2第2項に規定するときを除き」に改め、同条第8項中「前条第5項」を「前条第6項」に改める。

第133条第1項中「第700条の15第6項」を「第700条の15第8項」に改める。

第138条の見出し及び同条第1項中「混和等」を「製造等」に改める。

第3章第3節の節名を次のように改める。

第3節 狩猟税

第140条（見出しを含む。）中「入猟税」を「狩猟税」に改める。

第141条及び第142条を次のように改める。

(狩猟税の税率)

第141条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を

受ける者で、次号に掲げる者以外のもの 16,500円

(2) 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 11,000円
(3) 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円

2 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に当該各号に定める割合を乗じた税率とする。

(1) 放鳥獵区（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第68条第2項第4号に規定する放鳥獵区をいう。次号において同じ。）のみに係る狩猟者の登録 4分の1
(2) 前号の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獵区及び放鳥獵区以外の場所に係る狩猟者の登録 4分の3
(狩猟税の徴収方法)

第142条 狩猟税の徴収については、証紙徴収の方法による。ただし、第142条の3の規定に該当する場合においては、普通徴収の方法による。

第3章第3節中第142条の次に次の2条を加える。

(狩猟税の証紙徴収)

第142条の2 狩猟税の納税者は、狩猟者の登録を受ける際狩猟税納付書に、狩猟税額に相当する額の長野県収入証紙をはつて、地方事務所長（当該納税者の住所地が県外にある場合にあつては、知事）に提出しなければならない。この場合において、当該納税者が第141条第1項第2号に掲げるものであるときは、これを証する書面を添付しなければならない。

(不足税額の徴収)

第142条の3 前条の規定により狩猟税を納付した後において不足税額がある場合においては、納税通知書の定めるところにより、これを納付しなければならない。

第144条第1項の表中「平成16年3月31日」を「平成18年3月31日」に改める。

第145条中「平成16年3月31日」を「平成18年3月31日」に、「8億円」を「9億円」に改める。

附則第2条第1項中「36万円」を「35万円」に改める。

附則第4条の3中「の額」を「（租税特別措置法第4条の2第9項及び第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。）の額」に改める。

附則第13条の3第1項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「平成16年3月31日」を「平成18年3月31日」に改め、同条第2項中「平成11年4月1日から平成16年6月30日」を「平成16年4月1日から平成18年3月31日」に、「これらの規定」を「第40条の9第1項第1号」に、「3年」を「3年（土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第4項に規定する場合においては、4年）」と、第40条の10第1項及び第3項中「2年」とあるのは「3年（当該取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第4項に規定する場合においては、4年）」に改め、同条第3項を削る。

附則第16条第1項中「第18条第6号」を「第49条第1項第6号」

に改める。

附則第16条の2の見出し中「免除等」を「免除」に改め、同条中「平成16年3月31日」を「平成18年3月31日」に改める。

附則第17条の2第1項中「(第3項)の次に「及び第4項」を加え、同項に次の2号を加える。

(4) 平成6年3月31日(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成4年3月31日)までに新車新規登録を受けた自動車(前3号の規定の適用を受ける自動車を除く。) 平成17年度

(5) 平成7年3月31日(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成5年3月31日)までに新車新規登録を受けた自動車(前各号の規定の適用を受ける自動車を除く。) 平成18年度

附則第17条の2第3項中「に係る施行令附則第10条の2」を「(次項において「エネルギー消費効率」という。)に係る施行令附則第10条の2第1項」に、「もの(第5項及び第7項)を「もの(次項から第7項まで)に、「許容限度()」を「許容限度(次項)に改め、同条第4項を次のように改める。

4 低燃費車でエネルギー消費効率が優れたものとして施行令附則第10条の2第2項に規定するもの(第6項において「優良低燃費車」という。)のうち、窒素酸化物の排出量が、窒素酸化物排出許容限度よりも厳しいものとして施行規則附則第5条の2第4項に規定する許容限度(第6項において「低窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えない自動車で同条第5項に規定するもの及び電気自動車等に対する第57条の規定の適用については、当該自動車が平成16年4月1日から平成17年3月31までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成17年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成17年4月1日から平成18年3月31までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成18年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第17条の2第5項中「附則第5条の2第3項」を「附則第5条の2第6項」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えない自動車で施行規則附則第5条の2第7項に規定するもの(第4項の規定の適用を受ける自動車を除く。)及び優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えない自動車で同条第8項に規定するもの(第4項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第57条の規定の適用については、当該自動車が平成16年4月1日から平成17年3月31までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成17年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成17年4月1日から平成18年3月31までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成18年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第17条の2第7項中「附則第5条の2第4項」を「附則第5条の2第9項」に改め、同条第8項中「前項」を「第3項から前項まで」に改める。

附則第19条第3項中「の取得」の次に「(前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)」を加え、同条第5項を削り、同条第4項中「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境

保全上の技術基準(以下この条において「排出ガス保安基準」という。)を「排出ガス保安基準」に、「附則第12条の2の2第1項」を「附則第12条の2の3第8項」に、「同条第2項」を「同条第9項」に、「前項」を「前2項又は法附則第32条第6項若しくは第7項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この条において「排出ガス保安基準」という。)に適合する自動車で施行令附則第16条の2の6第7項に規定するものの取得(前項又は法附則第32条第6項若しくは第7項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成16年4月1日から平成17年9月30日までの間に行われたときに限り、第118条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

(1) バス、トラックその他の施行規則附則第12条の2の3第7項に規定する自動車 100分の2

(2) 前号に規定する自動車以外の自動車 100分の1

附則第19条第6項中「第3項、第4項又は法附則第32条第7項」を「前3項又は法附則第32条第6項若しくは第7項」に改める。

附則第23条に次の1項を加える。

2 第143条第4号に規定する農村工業等導入地区(平成16年12月31までに定められた実施計画において定められたものに限る。)において、平成16年4月1日(同日から同年12月31までの間に定められた実施計画において定められた農村工業等導入地区にあっては、当該実施計画が定められた日)から平成18年3月31までの間に新設し、又は増設した第144条第1項に規定する対象設備に係る同条の規定の適用については、同条第2項中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第14号)附則第25条第5項又は附則第40条第8項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第7条の規定による改正前の租税特別措置法」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第6条第2項第3号及び第119条第4項の改正規定、第120条の次に1条を加える改正規定並びに第128条、第129条、第133条第1項及び第138条の改正規定並びに附則第11項の規定 平成16年6月1日

(2) 第40条第2項及び第40条の12の2第1項の改正規定並びに附則第13条の3第1項の改正規定(「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。) 平成16年7月1日

(3) 附則第17条の2第1項の改正規定(同項に2号を加える部分に限る。)及び附則第7項の規定 平成17年4月1日

(4) 第40条の12の5第1項の改正規定(「若しくは中小企業総合事業団から中小企業総合事業団法(平成11年法律第19号)第21条第1項第2号イ若しくはロ」を「又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成

14年法律第147号) 第15条第1項第3号のロ」に、「若しくは施設の譲渡を受けて、中小企業構造の高度化」を「を受けて、同ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化」に改める部分に限る。) 及び附則第5項の規定 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成14年法律第146号)の施行の日
(県民税に関する規定の適用)

2 この条例による改正後の長野県県税条例(以下「新条例」という。)附則第2条第1項の規定は、平成16年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成15年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第4条の3の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に特定配当等(新条例第6条第2項第4号のイに規定する特定配当等をいう。以下この項において同じ。)に係る所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第14号)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第4条の2第9項及び第4条の3第10項に規定する事実が生ずる場合について適用し、施行日前に特定配当等に係る所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第14号)第7条の規定による改正前の租税特別措置法第4条の2第9項又は第4条の3第10項に規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する規定の適用)

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 この条例による改正前の長野県県税条例(第10項において「旧条例」という。)第40条の12の5第1項に規定する資金の貸付けを受けて、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律の施行の日以後に不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する規定の適用)

6 新条例附則第17条の2第4項及び第6項の規定は、平成17年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成16年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

7 新条例附則第17条の2第1項の規定は、平成17年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成16年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(狩猟者登録税に関する規定の適用)

8 施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟者登録税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する規定の適用)

9 新条例附則第19条第3項から第6項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

10 施行日前の旧条例附則第19条第5項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する規定の適用)

11 新条例第6条第2項第3号及び第120条の2の規定は、平成16年6月1日以後に製造される軽油の販売、消費又は譲渡に対して

課する軽油引取税について適用する。

(狩猟に関する規定の適用)

12 新条例の規定中狩猟税に関する部分は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

(入猟税に関する規定の適用)

13 施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する入猟税については、なお従前の例による。

(不均一課税に関する規定の適用)

14 新条例第145条の規定は、施行日以後に新設し、又は増設した同条の工業生産設備について適用し、施行日前に新設し、又は増設した同条の工業生産設備については、なお従前の例による。

(長野県収入証紙条例の一部改正)

15 長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第258条第3項(第700条の54第1項において狩猟者登録税の例による場合を含む。)」を「第700条の69第3項」に改める。

第2条中「狩猟者登録税若しくは入猟税(以下「証紙徵収の県税」という。)」を「狩猟税」に改める。

第4条中「県税」を「方法による狩猟税」に改める。

税務課